

平成28年3月28日

入札参加資格者 各位

北秋田市財務部財政課

予定価格の事後公表のモデル的試行の継続実施について

平成27年10月より実施している予定価格の事後公表のモデル的試行を、平成28年度においても引き続き実施します。また、対象となる工事案件の範囲を下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

記

1. 試行実施対象案件

【変更前（平成27年度下半期）】

一般競争入札及び指名競争入札で発注する建設工事（すべての工事種別）で、予定価格が1,000万円以上のもの。（ただし、事後公表によりがたいと認められる案件についてはこの限りではありません。）

【変更後（平成28年度上半期）】

一般競争入札及び指名競争入札で発注する建設工事（すべての工事種別）で、予定価格が500万円以上のもの。（ただし、事後公表によりがたいと認められる案件についてはこの限りではありません。）

2. 実施期間

平成28年4月1日から9月30日まで

（平成28年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。）

3. 入札の執行について

（1）事後公表の入札執行に係る内容

入札回数は3回を限度とし、1回目の入札で予定価格以下の者がいない場合には、再入札、再々入札を行います。予定価格を事前公表しない案件であることから、予定価格を上回る入札も失格にはなりません。また、最低制限価格及び低入札価格調査制度の算定基準についてはこれまでと変更はありません。

（2）入札時に提出する入札用工事費内訳書について

これまでどおり、入札時には内訳書（紙ベース）を提出してください。ただし、再入札、再々入札では添付は不要とします。

(3) 設計図書の内容の質疑について

設計内容等に質疑がある場合には、従来どおり入札公告、指名通知書で指定する期間内に財政課へ「質疑書」を提出してください。

(4) 不当な働きかけへの対応について

発注担当職員等に対して、予定価格等を聞き出そうとするなど不当な働きかけがあったと認められた場合には、当該業者は情報を得たかどうかにかかわらず、指名停止措置等を受けることがあります。また、その内容を公表します。

【不当な働きかけの定義】

不当な働きかけとは、入札等に関し、発注担当職員等に対して勤務時間の内外にかかわらず、起工から落札決定の間に行われる行為で、問合せ方法は問わず、次に掲げるものをいいます。

- ア 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額、見積金額等に関する情報漏洩要求行為
- イ 指名競争入札における特定業者の参加又は不参加に関する要求行為
- ウ 特定業者の受注又は非受注に関する要求行為
- エ 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為
- オ その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導行為又は談合につながるおそれのある要求行為

【不当な働きかけに該当しないもの】

- ア 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
- イ 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等をいう。）で行われたもの
- ウ 通常の営業行為の範囲内であることが明らかなもの
- エ 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの

4 その他

本試行の平成28年度下半期における取扱い方針については、試行実施状況及び入札結果を分析したうえで決定します。

【問い合わせ先】

北秋田市財務部財政課財政係

担当 成田

電話 0186-62-6607